

部活動での指導ガイドライン
(設置する学校に係る部活動の方針)
及び
部活動指導の手引

平成 31 年 4 月制定

令和 8 年 6 月改訂

富谷市教育委員会

策定の趣旨

部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心を持つ同校の生徒が自主的、自発的に参加することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資するものです。各中学校においては、顧問をはじめとした関係者の取組や指導の下に多様な部活動が展開されていますが、部活動には

- ・同じ目的を持った仲間と、学級や学年を越えて活動することで、人間性や社会性を磨くことができる
- ・自分の可能性を信じて限界に挑戦することで、困難を乗り越えようとするたくましい心を育てることができる

など教育的意義が大きいと言われてしています。

一方では、部活動における行き過ぎた指導や過熱化が問題となっていることも事実であり、これまで県教育委員会は適切な休養日の設定や体罰・暴言の防止に関する通知を発出し、平成29年3月には、部活動の適切な指導を徹底するため、「部活動での指導ガイドライン【暫定版】」を策定してきました。

その後、スポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定されたことを受け、県教育委員会では、国のガイドラインに則り、平成29年3月に策定した「ガイドライン【暫定版】」をもとに、「部活動の在り方に関する方針」として「部活動での指導ガイドライン」を策定するとともに、顧問等の指導上の要点や留意点が「部活動指導の手引」としてまとめられました。その後、平成30年12月には「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」も制定され、都度改定がなされてきたところです。

また、近年は少子化の影響を受け、部活動の運営が難しくなっています。部活動が担ってきた教育的意義を、持続可能な形で子どもたちへもたらすために、部活動の地域展開に向け、国・県もガイドラインの制定や目標年度の設定を行っています。

市教育委員会は、国のガイドラインに則り、県のガイドラインを参考に、部活動の休養日の設定及び活動時間、その他適切な部活動の取組に関する「部活動での指導ガイドライン(設置する学校に係る部活動の方針)」を策定しました。

本ガイドライン等を踏まえ、各学校の部活動の指導・運営に関する体制が構築され、生徒のバランスの取れた健全な成長と教職員のワーク・ライフ・バランスの実現がなされることを期待します。

部活動での指導ガイドライン

(設置する学校に係る部活動の方針)

～目次～

1	部活動のあり方	1
2	適切な活動日等の設定	2
3	指導・運営に係る体制の構築	5
4	今後の検討事項	6

1 部活動のあり方

(1) 部活動のあり方と課題

部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心を持つ同校の生徒が自主的、自発的に参加することにより、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等に資するものである。

一方で、全国的に急激な少子化が進む中で、県内の市町村においても、今後も中長期的に少子化が続く見込みであり、これまでと同様の部活動運営を続けることが難しくなることで、将来的に子供たちに豊かなスポーツ・文化芸術活動の継続的な機会を保障できなくなることが懸念されている。

(2) これからの部活動のあり方

これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する必要がある。

また、障害のある生徒やこれまで運動や文化芸術活動に積極的に関わってこなかった生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することが重要である。

以上のことから、国・県から「部活動の地域展開等」について提言がなされており、本市においても、「地域展開」を念頭においたこれからの部活動のあり方を検討する必要がある。

(3) 部活動の「地域展開」

「地域展開」とは、生徒のスポーツ・文化芸術活動を、以下のとおり学校部活動から地域クラブ活動に展開することで、新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを指すものである。

- ① 学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える。
- ② 地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支える。

2 適切な活動日等の設定

(1) 適切な休養日及び活動時間等の基準

【基本的な考え方】

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送り、学習・部活動などの学校生活と、学校外の活動とを併せて充実したものとするができるよう、部活動の活動日等について具体的な基準を設ける。また、休養も練習の一部であるという考え方を共通認識し、当該基準に即した活動を徹底する。

【具体的な基準について】

1) 学期中の活動日の設定

- ① 平日の活動日は週当たり3日とする。
- ② 土曜日および日曜日は、原則活動を行わないものとする。

2) 長期休業中の休養日の設定

- ① 長期休業中は、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ② 原則として夏季休業中の「日直を置かない閉庁日」及び冬季休業中の年末年始(12月29日～1月3日)の閉庁日は休養期間とする。
- ③ 上記②の期間において、校長が特別な事情があると認める場合のみ活動を可とする。

3) 活動時間の設定

- ① 1日の活動時間は、平日2時間程度を原則とする。
- ② 休日においてハイシーズン期間（後述）における活動をする場合は、3時間程度とする。なお、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。
- ③ 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、生徒の心身のバランスの取れた成長のため、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

4) 朝練習

朝練習については、原則禁止とする。

5) 「ハイシーズン」の設定について

- ① 年間を通して様々な大会があるが、中学校総合体育大会や新人大会、東北大会・全国大会、各種コンクールなど目標とする大会で力を発揮するためには技能を強化する時期が必要である。
- ② したがって、このような時期は「ハイシーズン」として、土・日曜日のいずれかのみ活動ができる回数を設定し、その分、それ以外の時期に休養日を十分に確保し、生徒の身体的な疲労の蓄積やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努めることが大切である。
- ③ その際には、恒常的にハイシーズンとならないように、生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。
- ④ ハイシーズンの設定については、各競技の特性によって行うこととするが、活動ができる回数は、年間で12回までとする。ただし、上位大会へ勝ち進んだ場合は、最大16回までとする。
- ⑤ なお、県教育委員会では、令和10年度までに休日の部活動を行わないことを目標としていることから、ハイシーズンにおける休日部活動の実施は、令和10年度の中学総合体育大会終了までの経過措置とする。

(2) 校長による「学校の部活動に係る活動方針」の策定

校長は、市教育委員会の方針に則り、毎年度、部活動における休養日及び活動時間等の設定を含む「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針及び活動計画等を教育計画に記載するとともに、学校のホームページへの掲載等により公表する。また、随時、活動時間・休養日の遵守状況等を確認し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底する。

(3) 顧問による活動計画の作成と提出

- ① 顧問は「学校の部活動に係る活動方針」を踏まえ、年間を見通した活動予定表を作成して校長に提出し、休養日を確保するとともに、保護者、外部指導者に説明し、理解を求める。
- ② 活動予定表を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学校行事や学習への影響を考慮する。
- ③ 部活動担当は、各部活動顧問が作成する活動予定表を集約し、「部活動休養日設定確認表」にて、本ガイドラインに遵守した休養日が設定されているかを確認し、管理職へ報告する。

※様式は、市教育委員会様式を使用。

- ④ 校長および教頭は、部活動担当から報告を受けた「部活動休養日設定確認表」を確認し、前期分（4月～9月）は10月、後期分（10月～3月）は2月のそれぞれ第2週までに、市教育委員会へ提出する。

※後期分の休養日設定確認表の提出に当たっては、2月までは実績で、3月分は予定を記載する。

- ⑤ 活動時間が基準を超えたとの報告を受けた場合には、校長が部活動顧問を指導し、事後の期間により活動時間を調整するとともに、このことを市教委に報告する。
- ⑥ 活動計画の作成に当たっては、生徒が参加する地域クラブ活動の活動状況も踏まえた活動計画となるよう、関係団体と連絡調整を行う。

（4）教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

- ① 県教育委員会、市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与については、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付け30文科初第1497号）」を踏まえるとともに関係法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ② 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行う。

3 指導・運営に係る体制の構築

(1) 指導体制の構築

- ① 市教育委員会及び校長は、教師の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）に基づき、個々の教師の時間外在校時間の状況に留意しつつ、業務改善及び勤務時間管理等を行う。また、部活動指導は教師以外が積極的に参画すべき業務であることも踏まえ、学校と地域が連携して指導体制を構築するよう努める。
- ② 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するよう努める（学校の実情に応じて、マルチスポーツ部や総合文化部等としての集約や、複数校での合同部活動の実施等についても検討する）。
- ③ 校長は、教師を部活動顧問とする場合には、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で部活動開始・終了時刻を調整する等活動時間を教師の勤務時間内で適切に設置するなどの工夫を行い教師の負担が過度とならないように努める。また、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ④ 校長は、「宮城県教育庁等職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可等に関する要綱（令和8年3月24日付け教第552号）」に基づき、地域クラブとの兼職兼業を認めた教師については、校内で部活動顧問としないこととするなど、今後の部活動地域展開も踏まえた上で適切な校務分掌となるよう留意する。
- ⑤ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

(2) 研修の充実

- ① 市教育委員会は、顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上や暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、適切な活動時間・休養日等の設定の遵守徹底を図るための研修等の取組を行う。

- ② 市教育委員会は、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う。
- ③ 市教育委員会および校長は、県教育委員会等が実施するこれらの研修等の取組について、顧問等が参加できるような体制を整える。
- ④ 部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰及び性暴力等不適切な指導及び行為は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

4 今後の検討事項

部活動に係る運営体制の構築等について、各校の実情に応じて検討を進めていく必要がある。

(1) 生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備

- ① 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無、活動の得手不得手を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境の整備に努める。例えば、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動や、体験教室等の活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等について検討する。
- ② 少子化に伴い、単一の学校では、特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、それぞれの地域の特性に応じて、当面、合同部活動等の取組について検討する。

(2) 関係団体との連携

市教育委員会は、地域の市スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域の文化・スポーツ環境の充実を推進する。

(3) 地域・家庭との連携等

- ① 市教育委員会及び校長は、生徒の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の文化・スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における文化・スポーツ環境整備を進める。
- ② 市教育委員会及び校長は、地域や他の小・中学校、高等学校、大学及び支援学校等で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。
- ③ 市は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が文化・スポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

部活動指導の手引

～目次～

5	指導者として	9
6	体罰等の禁止	10
7	学校組織全体での指導	11
8	活動計画の立案	11
9	活動の充実	12
10	事故防止対策等	13
11	指導者間の連携	13
12	地域の活動体との連携	14
13	ユニセフによる「子どもの権利とスポーツの原則」	14

5 指導者として

部活動は活動する生徒だけでなく、指導者も一緒に成長できる機会です。そのような貴重な機会を大切にするため、以下のことに留意して取り組みましょう。

(1) 人間的成長と競技力向上の両立

- ① 部活動では技能の向上や記録に挑戦すること、その中で勝利を目指すことは自然なことです。しかし、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いることなどがないようにすること、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むという部活動の本来の趣旨を忘れず、バランスのとれた運営と指導が求められます。
- ② 技能や競技力の向上を図る過程において、人間的成長が伴うことを念頭に置き、「人を育てる」指導を心掛けましょう。また、それを支援するためには、指導者自身も常に人間的成長を心掛け、その上に指導力向上のための手法を積み重ねることが必要です。

(2) 指導者の資質向上

- ① 指導者は、部活動が総合的な人間形成の場となるよう、技術的な指導、ルール等に係る内容とともに、生徒の発達の段階や成長による変化、部活動のマネジメント等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、多様な面での指導力を身に付けていくとともに、それらを向上させることが望まれます。
- ② 先見性、企画力、実践力等と、それらを支える見識と人柄を持ち合わせた指導者を目指しましょう。また、一時的な感情に左右されたりすることなく、常に態度を一定に保ち、一貫性のある指導を心掛けましょう。
- ③ また、講習会・研修会等へ積極的に参加し、部活動においては最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導法を積極的に取り入れるとともに、他校の顧問とも交流を図り、情報収集に努めましょう。

(3) 言葉の力

- ① 指導者の言葉が与える影響は極めて大きく、その一言でプラスにもマイナスにも作用することになります。
- ② タイミング良く適切な声掛けを行うことができるよう、指導者は生徒一人一人の心の状態まで配慮した対話を心がけ、信頼関係を深めるよう努めましょう。
- ③ 試合やコンクール等の成績だけではなく、目標に向かって努力している過程を的確に見極めた上で効果的に助言を行うことで、生徒は自分たちで考えて、自主的、自発的に練習に取り組むようになります。

- ④ こうした適切な声掛けは、生徒の活動意欲や自己有用感を高めるとともに、今後の人生における「挑戦する心」、「困難な事ほど前向きに努力する姿勢」の育成にもつながります。

(4) 仲間との人間関係

- ① 指導者には、自らが不適切行為を行わないことは当然のこととして、生徒同士等における不適切行為を防止する役割も求められます。特に、生徒同士等の暴力やいじめ等の行為を防止する観点から、望ましい集団づくりや日頃からの生徒への目配り等にも留意する必要があります。
- ② 近年、スマートフォン・SNS 等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になる可能性があること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負う可能性もあることなどにも留意しましょう。
- ③ 暴力・暴言・ハラスメントやいじめ等の不適切行為は、閉鎖的な環境・人間関係の下では発生しやすくなります。複数の指導人材等が関わるなど、開かれた活動環境の整備や指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織づくりを目指しましょう。

6 体罰等の禁止

部活動において、未だに体罰等があることは大変残念なことです。充実した部活動を行うためには、まず、体罰等をなくさなければなりません。

(1) 体罰根絶のために

- ① 体罰は学校教育法で明確に禁じられています。いかなる場合においても絶対に許されるものではありません。
- ② 生徒の集中力を高め、意欲を引き出すためには、指導者の発する言葉の影響力の大きさを十分に認識し、状況に応じた適切な声掛けに努める必要があります。
- ③ 「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省)に沿った指導を行いましょう。特に、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、指導者はもとより、保護者・生徒等にも十分に理解されるよう努めましょう。

(2) 信用失墜行為の禁止

- ① 体罰のほか、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報漏洩等）は、指導を受けている生徒、保護者、学校関係者を傷つけ、その信頼を裏切る行為であるということを十分に認識する必要があります。
- ② 管理職の許可等なく生徒とメール等のやり取りを行うことは、生徒との適切な距離感を保つ観点から県教育委員会として禁止しています。

(3) 負荷の大きな練習をさせるときには

- ① 活動の目標によっては肉体的に大きな負荷を課したり、精神的負荷を与えた条件の下で練習させたりすることも想定されます。
- ② 指導者は、個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の疲労や精神状態等を把握するなど、細心の配慮をしながら指導することが大切になります。

7 学校組織全体での指導

部活動は、学校教育活動の一環として学校組織全体で行われるものです。管理職は、各部活動の運営や指導を顧問に任せきりにせず、顧問間の意見交換や情報共有、指導の内容や方法の研究等が行われるよう配慮し、生徒たちを教職員全員で見守るという気風を醸成する必要があります。

顧問は、部活動の運営や指導が自分一人で完結するものではなく、他の教職員や地域・保護者の理解、協力の上に成り立っていることを理解し、積極的に周囲の支援・協力を得ながら指導・活動を行いましょう。

8 活動計画の立案

- ① 活動計画を立案する際には、生徒との面談やミーティング等を通して、意思を確認し、共通理解に基づいて目標を設定し、生徒の体力の状況や技術力の実態を見極めた上で、無理のない「計画」を立案しましょう。
- ② 立案した活動計画は、校内で情報を共有できるような体制を作りましょう。
- ③ また、保護者に対して、目標や活動計画等について積極的に説明し、理解を得るように努めましょう。

9 活動の充実

(1) 自主的・自発的な活動

- ① 部活動は自主的、自発的な活動であるため、指導者の一方的な指導によって行われるものではなく、生徒が練習の目的、技能等の向上や生徒の心身の成長のために適切な練習内容であることを明確に理解させた上で取り組むことが活動の前提となります。
- ② また、生徒の自主的、主体的な行動を促すことができるよう部活動内における役割分担等にも配慮し、生徒一人一人が意欲的に取り組めるような運営をしましょう。

(2) 仲間づくりを重視した指導

- ① 共に活動した仲間は、生徒の生涯にわたっての財産となります。
- ② 部活動を通して培った「仲間を大切に作る心」は、「いじめを許さない」学校づくりにもつながります。
- ③ 指導者は、励まし合い、お互いを支える仲間づくりを重視した指導を心がけ、生徒の間に、同じ目標に向かって活動する仲間であるという連帯感を育成しましょう。

(3) 運動部活動における科学的なトレーニング方法の導入

- ① 適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施しましょう。
- ② 大学や研究機関等においては、トレーニング（フィジカル、メンタル）に関する多様な種類と方法が編み出され実践されています。また、各競技の特性によっても多様な練習方法が導入されています。
- ③ 指導者は、自分自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に取り入れ、指導場面で活用することが重要です。その際は、指導する対象の生徒の現状を踏まえて適切に行うようにしましょう。
 - ・トレーニングの原理（特異性・可逆性・適時性）
 - ・トレーニングの5原則（全面性・意識性・漸進性・個別性・反復性）

10 防止対策等

指導者は、部活動の指導において、生徒の安全・安心の確保を徹底しましょう。

(1) 健康管理

生徒の健康面での安全を確保しながら活動するため、次の事項等について校内で情報を共有し、適切な指導が行われるように留意しましょう。

- ・ 健康観察による体調確認（顔色や表情等）
- ・ 持病や障害等（循環器系，アレルギー，シックハウス等）
- ・ 健康診断結果や保健室利用状況等

(2) 部活動中の事故防止対策

活動中の事故を防止するため、次の事項等に留意しましょう。

- ・ 気象状況の確認（突風・竜巻・落雷・雹，気温や湿度，暑さ指数（WBGT）など）
- ・ グラウンドの凹凸，体育館の床や留め具の破損など，施設面の瑕疵の有無の確認
 - ・ サッカー・バスケットボールのゴールなど器具の設置の安全確認
 - ・ 竹刀，防具，バット，ラケット等の用具の破損等の有無の確認
 - ・ 技術レベルや体格差による危険性を考慮した安全確認
 - ・ 事故防止及び事故が発生した際の対応

11 指導者間の連携

- ① 学校が，地域に在住する指導者等に外部指導者として協力を得ることにより，部活動の充実が図られています。
- ② 外部指導者の協力を得る場合には，学校全体の教育目標や方針等について，学校，顧問と外部指導者との間で十分な調整を行うとともに，相互に情報を共有することが必要です。
- ③ 指導者は，公益財団法人日本スポーツ協会の「公認スポーツ指導者制度」や各加盟団体における研修会等を積極的に受講するなど，自身の研さんに努めることが大切です。

〈顧問と外部指導者が確認すべき事項〉

- ・ 活動目標，活動計画，活動内容，事故防止のための注意点
- ・ 顧問と外部指導者の役割分担
- ・ 緊急連絡体制，災害・事故発生時の対応等

- ・ 体罰等の禁止
- ・ 生徒間トラブル等の生徒からの相談に関する情報共有

〈学校とのトラブルになりやすい外部指導者の行為の例〉

- ・ 独自判断による練習日・場所・時間・練習内容等の変更
- ・ 独自判断による大会・コンクールへの参加や練習試合・練習会の計画
- ・ 定められた部活動の時間以外における生徒への指導
- ・ その他、学校の方針に反する指導等

12 地域の活動体との連携

- ① 中学校の運動部活動と地域の活動体（市認定地域クラブ、スポーツ少年団、個人レッスンなど）が連携し、同一種目で活動している例が数多く見られます。こうした場合は、スポーツ活動全体の量や強度について考慮し、学校生活や学習とのバランスが保たれるよう十分に連絡・調整を図る必要があります。
- ② また、学校の部活動に所属しながら、地域の活動体の学校外の活動を中心としている生徒については、その活動状況を把握するとともに、個々の状況に応じた配慮が望まれます。

〈資料〉

- ・ 「子どもの心に灯をつける」運動部活動の指導 [平成 25 年 9 月]
- ・ 運動部活動指導の手引（外部指導者用） [平成 28 年 3 月]
- ・ 部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引 [平成 30 年 3 月]

13 ユニセフによる「子どもの権利とスポーツの原則」

ユニセフ（国連児童基金）と公益財団法人 日本ユニセフ協会は、『子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）』が採択された記念日「世界子どもの日」となる平成 30 年 11 月 20 日に、スポーツと子どもの課題に特化したユニセフとして初めての文書、『子どもの権利とスポーツの原則』（Children's Rights in Sport Principles）を発表しました。

遊びやスポーツには、子どもの心身の成長を促す大きな力があります。世界で最も多くの国が批准する条約の一つである『子どもの権利条約』も、国や民族、性別、障がいの有無に関わらず、すべての子どもに、遊び、レクリエーションや

休息の権利を認めています。しかしながら、世界各地で、暴力的な指導や子どもの心身の発達に配慮しない過度なトレーニングなど、スポーツが子どもに負の影響を与えるような問題が生じていることも明らかになってきています。国内外の専門家の協力を得て作成した本原則は、国際スポーツイベントの開催を控えスポーツに対する関心が高まる中、スポーツが真に子どもの健全な成長を支え子どもの権利促進に寄与する社会となるよう、スポーツ団体、指導者、企業、学校、家庭を含め、スポーツに関わるすべての関係者のための行動指針を示しました。

ユニセフが発表した「子どもの権利とスポーツの原則」は、今回策定した「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引き」と共通する点であり、今後これらに沿った取組が行われていくことを期待します。

ユニセフによる「子どもの権利とスポーツの原則」

- 1 スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関、スポーツ指導者に期待されること
 - (1) 子どもの権利の尊重と推進にコミットする
 - (2) スポーツを通じた子どものバランスのとれた成長に配慮する
 - (3) 子どもをスポーツに関係したリスクから保護する
 - (4) 子どもの健康を守る
 - (5) 子どもの権利を守るためのガバナンス体制を整備する
 - (6) 子どもに関わるおとなの理解とエンゲージメント(対話)を推進する
- 2 スポーツ団体等を支援する企業・組織に期待されること
 - (7) スポーツ団体等への支援の意志決定において、子どもの権利を組み込む
 - (8) 支援先のスポーツ団体等に対して働きかけを行う
- 3 成人アスリートに期待されること
 - (9) 関係者への働きかけと対話を行う
- 4 子どもの保護者に期待されること
 - (10) スポーツを通じた子どもの健全な成長をサポートする

〈資料〉ユニセフ「子どもの権利とスポーツの原則」

<https://www.unicef.or.jp/news/2018/0187.html>